

平成 年（行ウ）号 情報公開却下処分取消請求事件
原告 三宅勝久
被告 東京都

証 拠 説 明 書

2018年1月 日

東京地方裁判民事第 部御中

原告

号証	標目	原・写	年月日	作成者等	立証趣旨
甲1	公文書開示請求却下通知書（29議経第692号）	原本	2017年9月25日	東京都議会議員	原告が東京都議会議員に対して、尾崎大介議員が政務活動費で支出した人件費・家賃の領収書と台紙にかかる情報公開請求をファクスにて行った事実、東京都議会議員が却下処分をした事実。却下理由として、東京都議会情報公開条例第20条第1項に該当するなどと説明している事実など。
甲2	尾崎大介議員が2016年度の政務活動費で支出した人件費の領収書と台紙（貼付用紙）の写し。ただし都議会事務局で閲覧・謄写に付されているもの。	写し	2016年度	尾崎大介都議会議員	尾崎大介都議会議員が、2016年度政務活動費で人件費を支出し、領収書の写しと貼付用紙を議長に提出している事実。都政務活動費条例の規定によって、その一部（金額・支出先・内訳）を非開示にした状態で閲覧・謄写に付されている事実など。

甲 3	尾崎大介議員が2016年度の政務活動費で支出した事務所家賃の領収書と台紙（貼付用紙）の写し。ただし都議会事務局で閲覧・謄写に付されているもの。	写し	同上	同上	尾崎大介都議会議員が、2016年度政務活動費で事務所家賃を支出し、領収書の写しと貼付用紙を議長に提出している事実。都政務活動費条例の規定によって、その一部（支出先）を非開示にした状態で閲覧・謄写に付されている事実など。
甲 4	東京都議会情報公開条例	写し	同上	東京都議会	東京都議会情報公開条例第20条第1項の規定により、他の条例の規定による閲覧若しくは写しの交付の対象となる公文書は、開示をしないものとする旨定めている事実など。
甲 5	東京都議会政務活動費に関する条例	写し	同上	同上	東京都議会政務活動費に関する条例で、領収書等の閲覧・謄写制度がある事実、その際一部を非開示にすることができる規定がある事実、非開示にした情報に対して不服審査の申し立てや訴訟で争う制度が、同条例には存在しない事実など。

以上